

屋外広告物法施行規則案について

改正屋外広告物法において登録試験制度が導入されたことに伴い、登録に必要な手続等、下記の事項について所要の規定を定める。

(1) 登録に必要な提出書類

- ・屋外広告物法の規定による登録を受けようとする者は、申請書に次の書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。
 - 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
 - 申請に係る意思の決定を証する書類
 - 役員の氏名及び略歴を記載した書類
 - 試験事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
 - 登録を受けようとする者が法で定める欠格条項に該当しない法人であることを誓約する書面
 - 試験科目について、法で定める要件を満たす試験委員により問題の作成及び採点が行われるものであることを証する書類
 - 試験委員の略歴を記載した書類
 - 試験事務の管理に関する文書（試験の実施に関する計画の策定方法、試験に関する秘密の保持の方法、問題の作成の方法及び試験の合格の基準に関する事項、試験委員の選任及び解任の方法、試験事務に関する公正の確保に関する事項に関する文書）
 - 試験事務の管理に関する専任の部門が置かれていることを説明した書類
 - 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書
 - その他参考となる事項を記載した書類

(2) 登録試験機関登録簿への記載事項

- ・登録試験機関の登録は、登録試験機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
 - 登録年月日及び登録番号
 - 登録試験機関の名称
 - 主たる事務所の所在地
 - 役員の氏名
 - 試験委員の氏名

(3) 登録事項の変更の届出

- ・登録試験機関は、登録事項の変更の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 - 変更しようとする事項
 - 変更しようとする年月日
 - 変更の理由
- ・登録試験機関は、役員又は試験委員の選任又は解任の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 - 選任又は解任された役員又は試験委員の氏名

選任又は解任の年月日

選任又は解任の理由

選任の場合にあっては、選任された者の略歴

役員の選任の場合にあっては、当該役員が欠格条項に該当しない者であることを誓約する書面

試験委員の選任又は解任の場合にあっては、法で定める要件を満たす試験委員により問題の作成及び採点が行われるものであることを証する書類

- ・国土交通大臣は、変更の届出を受理したときは、当該届出により当該試験機関が法に定める登録の要件に適合しなくなる場合を除き、届出があった事項を登録試験機関登録簿に登録しなければならない。

(3) 試験事務規程に規定する事項

- ・登録試験機関は、試験事務規定の認可を受けようとするときは、試験事務の開始前に、申請書に試験事務規程を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。
 - 試験事務を行う時間及び休日に関する事項
 - 試験事務を行う事務所及び試験地に関する事項
 - 試験の受験の申込みに関する事項
 - 試験の受験手数料の額及び収納の方法に関する事項
 - 試験の日程、公示方法その他の試験の実施の方法に関する事項
 - 終了した試験の問題及び当該試験の合格基準の公表に関する事項
 - 試験の合格証明書の交付及び再交付に関する事項
 - 不正受験者の処分に関する事項
 - 帳簿その他の試験事務に関する書類の管理に関する事項
 - その他試験事務の実施に関し必要な事項

(4) 帳簿の備付け

- ・帳簿には、下記事項を記載する。
 - 試験年月日
 - 試験地
 - 受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所及び合否の別
 - 合格年月日
- ・登録試験機関は、帳簿を、試験事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
- ・登録試験機関は、次に掲げる書類を備え、試験を実施した日から三年間保存しなければならない。
 - 試験の受験申込書及び添付書類
 - 終了した試験の問題及び答案用紙

(4) 試験事務の休廃止の許可の申請

- ・登録試験機関は、試験事務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 - 休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲
 - 休止し、又は廃止しようとする年月日
 - 休止しようとする場合にあっては、その期間
 - 休止又は廃止の理由

(5) その他

- ・立入検査を行う職員の身分証明書の様式、財務諸表等が電磁的記録をもって作成されている場合の提供方法等、所要の事項を定める。